

## 第8章

# 歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項



## 1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、群馬県や前橋市の文化財保護条例、景観条例に基づいて指定されている建造物及び文化財保護法に基づき登録されている建造物については、当該法令に基づき適正に維持・管理を行うことを基本とする。それ以外の建造物についても、歴史的風致を形成している特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転、又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存又は維持に努める。

また、歴史的風致形成建造物は、地域の歴史的風致を形成する重要な要素であることから、積極的な公開・活用を図ることにより、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致の維持向上に寄与することが期待される。公開又は活用にあたっては、外部から眺め見ることができるような措置を講ずるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとするが、所有者等の生活に支障を与えないよう十分に協議の上、実施する。

## 2 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針

### (1) 県指定及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

県及び市指定文化財は、群馬県及び前橋市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部ともに、現状保存又は調査に基づく修復・復原を基本とする。

文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。

### (2) 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観の維持・保存を基本とし、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認めることとする。

また建造物の内部において一般公開や活用のために必要な改築は、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。ただし、建造物の内部において、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

### (3) 景観重要建造物である歴史的風致建造物

本市には、現在景観重要建造物に指定された建造物はないが、今後指定された場合には、建造物の外観の維持・保存を基本とし、良好な景観に配慮した修理を行う。

外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、建造物の内部においては、一般公開や活用のために必要な改築は、外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼ

さない範囲で実施するものとする。ただし、建造物の内部において、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

#### (4) 前橋市景観資産である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持及び保存を基本とする。改修時は、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原に努めるものとする。建築物の内部についても、建造物の維持や管理のために必要な改造を認め、歴史上価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

#### (5) その他の歴史的風致形成建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物の維持・管理は、建造物の外観の維持及び保存を基本とする。また、計画期間後も建造物の保護を図るため、適切な調査等を実施してその価値を明らかにするとともに、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

### 3 届出が不要の行為

下記①～⑥の行為は、各法律・各条例の規定に基づいて対応がなされるため、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出は不要とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ② 群馬県文化財保護条例第4条第1項に基づく県指定文化財については、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為、もしくは第18条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為。
- ③ 前橋市文化財保護条例第3条第1項に基づく市指定文化財については、同条例施行規則第6条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受け行う行為。
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物においては、第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受け行う行為。
- ⑤ 前橋市景観資産登録制度実施要綱に基づく景観資産においては、第9条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ⑥ その他、市長が必要と認めて行う行為。